

第2次南丹市 男女共同参画行動計画

骨子案

平成30年9月時点
南丹市

はじめに

平成 31 年 3 月

南 丹 市

目 次

第1章	計画の基本的な考え方.....	1
第2章	計画策定の背景.....	3
第3章	南丹市の男女共同参画の現状と課題.....	7
第4章	計画の方向性.....	33
第5章	計画の内容.....	35
第6章	計画の推進.....	35

未整理

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国では、国際社会の動きとも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進し、平成11（1999）年6月には、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を総合的に推進していくことを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」第2条）と、明確に定義されました。

南丹市においては、平成20（2008）年3月に、「南丹市男女共同参画行動計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、平成26（2014）年3月には同計画の検証・評価に基づき5年目の中間見直しを行いました。この中間見直しから5年が経過する中で、男女共同参画をめぐる国や社会の動向は大きく様変わりしています。

本格的な人口減少時代が到来する中で、国においては「まち・ひと・しごと創生法」（平成28（2016）年施行）や「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27（2015）年施行）が整備され、女性が働きながら出産・子育てができる社会の実現に向けた施策が進められています。

こうした国や社会の動向を踏まえつつ、前計画の進捗状況を点検・評価し、市民意識調査を行った上で、「第2次南丹市男女共同参画行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮できるような男女共同参画社会の実現に向けて、市として取り組むべき施策の方向性を示しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、国が策定した「第4次男女共同参画基本計画」及び「KYOのあけぼのプラン（第3次）—京都府男女共同参画計画—」を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「第2次南丹市総合振興計画」等の関連計画との整合性を図りました。

また、「女性活躍推進法」第6条第2項に定められた市町村推進計画、及び「DV防止法」第2条の3第3項に定める市町村基本計画にも相当するものです。

3. 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」や関係団体に対するヒアリング調査、及びパブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において前計画の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、「南丹市男女共同参画社会推進委員会」において審議を重ね、計画を策定しました。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から●●10（2028）年度までの10か年とします。ただし、5年後の●●6（2024）年度に中間見直しを行います。

また、期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

（年度）									
平成31 （●●1） （2019）	●●2 （2020）	●●3 （2021）	●●4 （2022）	●●5 （2023）	●●6 （2024）	●●7 （2025）	●●8 （2026）	●●9 （2027）	●●10 （2028）
第2次南丹市総合振興計画									第3次
第2次南丹市男女共同参画行動計画（本計画）					＜中間見直し＞				

第2章 計画策定の背景

1. 国際的な動き

国際連合（国連）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間を「国際婦人の 10 年」として、女性の地位向上を目指す取組を展開しました。

昭和 54（1979）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」及び平成 12（2000）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、平成 12（2000）年に開催された国連特別総会の「女性 2000 年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けて更なる行動を行うことが約束されました。

平成 25（2013）年に開催された第 57 回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、「第 23 回国連特別総会」成果文書、「第 4 回世界女性会議」の 10 周年及び 15 周年に当たって委員会によって採択された宣言が再確認されています。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年目に当たる平成 27（2015）年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会（CSW）において、これまでの取組状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

2. 国の動き

わが国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11（1999）年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

「男女共同参画社会基本法」の 5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

平成 12（2000）年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は、平成 17（2005）年、平成 22（2010）年の改定を経て、平成 27（2015）年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「男性中心型労働慣行等の変革」や、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「困難な状況に置かれている女性のきめ細かな支援」「男女共同参画の視点からの防災・復興対策等」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」「国際的な規範・基準の尊重」「地域における推進体制の強化」などが、改めて強調されています。

さらに、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び大企業（従業員 301 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。（300 人以下の企業は努力義務）

親しい男女間の暴力問題については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行されました。この法律は平成 25（2013 年）に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

3. 京都府の動き

京都府においては、国の女性政策の黎明期から、行動計画の策定や推進体制の整備、啓発事業の実施等に積極的に取り組んできました。昭和 56（1981 年）12 月に女性問題に関する第一次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」が策定され、5 年間の計画期間中に、京都府立婦人教育会館の建設をはじめ、KYOのあけぼの大学、女性の船事業、女性海外研修事業など、意識啓発、指導者の養成、国際交流の促進といった観点から各種の事業が創出されました。

平成元年（1989 年）には、「男女共同参画基本法」に基づく「KYOのあけぼのプラン ー京都府男女共同参画計画ー」が策定され、その後プランは平成 13（2001）年の改定を経て、平成 23（2011）年に第 3 次計画が策定されました。この中で 10 分野の重点施策と 31 項目の数値目標が設定され、男女共同参画社会の実現を目指した取組が進められています。

また、平成 16（2004）年には「京都府男女共同参画推進条例」が施行され、取組のさらなる推進が図られるとともに、平成 18（2006）年に「配偶者等からの暴

力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、平成 21（2009）年、平成 26（2014）年の改定を経て、平成 31（2019）年に第 3 次計画に改定されています。

さらに、平成 23（2011）年に、公・労・使のオール京都体制でワーク・ライフ・バランスに取り組む拠点として「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を開設し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度が開始されました。平成 27（2015）年には経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）が連携して、京都における女性の活躍を加速化させるための組織として、輝く女性応援会議が発足し、「京都女性活躍応援計画」が策定されるなど、時代の変化に合わせた取り組みが進められています。

4. 南丹市の取組経過

本市が平成 18（2006）年に合併するまでは、園部町・八木町・日吉町・美山町の各町において、男女共同参画に関する施策に取り組んで決まりました。

●各旧町の主な取組

園部町	平成 3（1991）年	・ 庁内に女性対策検討委員会及び推進会議を組織
	平成 5（1993）年	・ 女性がいきいきと学び輝ける場、女性のネットワークを広げる場として「女性の館」設置
	平成 8（1996）年	・ 「仲良く生きようプラン・そのべ」策定
	平成 14（2002）年	・ 園部町女性団体連絡会を設置。女性団体のネットワーク化を推進
八木町	平成 4（1992）年	・ 「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施
	平成 5（1993）年	・ 「八木町女性政策検討委員会設置要綱」策定
	平成 6（1994）年	・ 第 1 回八木町女性対策検討委員会を開催。女性海外視察団派遣制度を実施
	平成 17（2005）年	・ 「八木町男女共同参画プラン」策定
日吉町	平成 13（2001）年	・ 男女共同参画推進会議を設置。町民意識調査の実施など
	平成 14（2002）年	・ 日吉町男女共同参画懇話会を設置
	平成 16（2004）年	・ 「ひよしせせらぎプラン」策定

美山町	平成 7 (1995) 年	・ 美山町女性の集い連絡会が発足
	平成 11 (1999) 年	・ 女性議会の開催

合併後は、これまで旧4町が取り組んできたことを基盤にさらに発展するべく「なんたん女性のネットワークづくり仕掛人会議」を立ち上げ、平成 21 (2009) 年度には、男女共同参画の地域づくりへの意見交換、企画立案、相互交流の展開、ネットワークづくりを図ることを目的とする「南丹市女性ネットワーク会議」を発足しました。同会議は南丹市男女共同参画フォーラム「キラリなんたん」の企画運営を、本市と協働で行っています。

また、地域づくり・NPO活動などに関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワークの構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍するリーダーを育成することを目的として京都府が主催する「女性の船」には、市内から毎年数名の参加があり、スキルアップした女性たちが地元でさらに活躍の場を広げています。

本市としては、これらの支援を行うとともに、平成 21 (2009) 年度に「南丹市男女共同参画行動計画」を策定、平成 26 (2014) 年度に中間見直しを行い、男女の人権尊重の意識づくりのための啓発や、政策・方針決定過程における女性の地位向上のための取り組み、ワーク・ライフ・バランスに関わる支援や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた活動など、男女共同参画社会の実現に向け様々な分野で施策の推進をしています。

また、平成 27 (2015) 年には、「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」に基づく、「南丹市特定事業主行動計画」を策定し、具体的な行動計画と数値目標を定めて庁内における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を行っています。

第3章 南丹市の現状と課題

1. 南丹市の現状

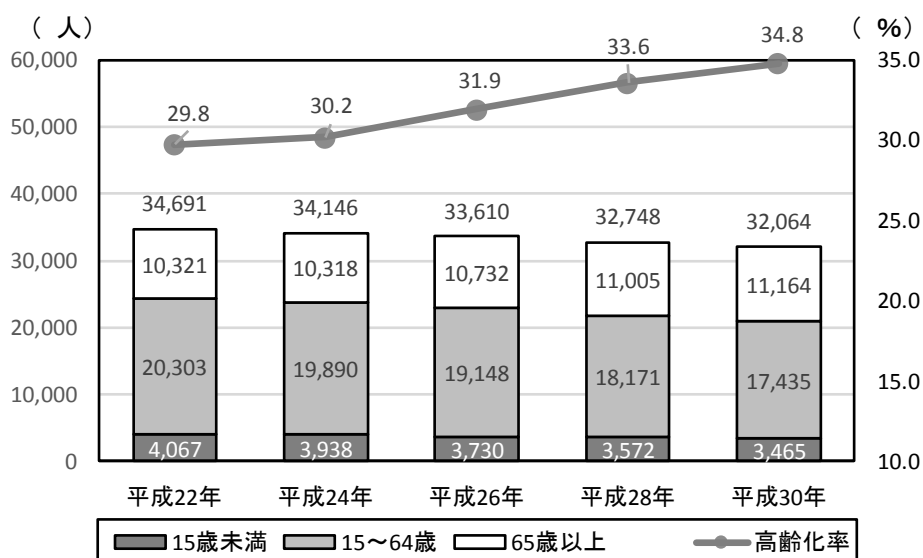
(1) 人口の状況

本市の人口は年々減少し、平成30(2018)年は平成22(2010)年と比較して2,627人(7.6%)減の32,064人となりました。

年齢3区分別人口比率を見ると、65歳以上の比率(高齢化率)が高まり、15歳から64歳の生産年齢人口、14歳以下の年少人口の比率が縮小しています。介護人材の不足が予測される中、高齢者の介護は女性に負担が偏りがちなことから、地域社会全体で介護を支援する仕組みづくりが重要となっています。

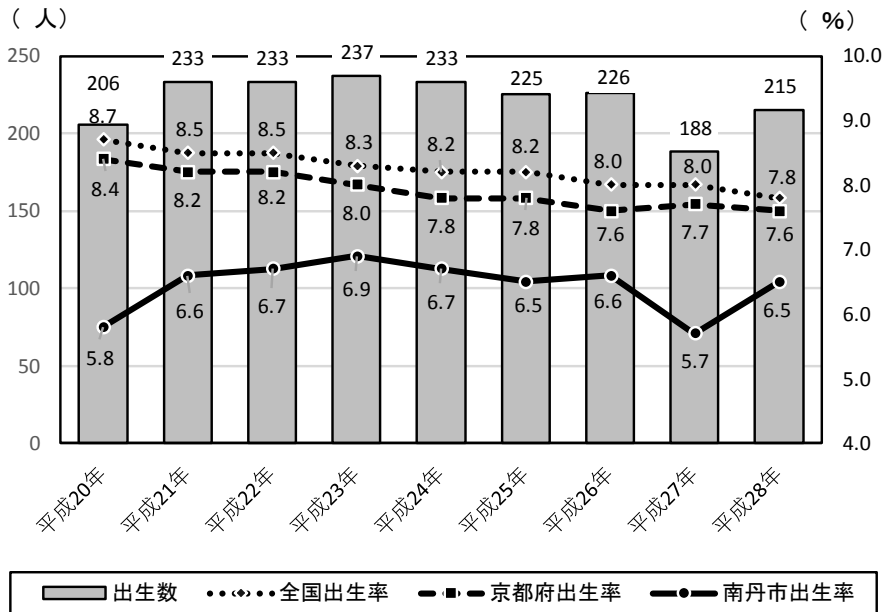
また、本市の出生率の推移をみると、増減はあるものの全国や京都府と比較すると低い水準で推移しています。出生率向上のためにも、女性だけに子育ての負担が偏らない施策が重要となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 出生数と出生率の推移



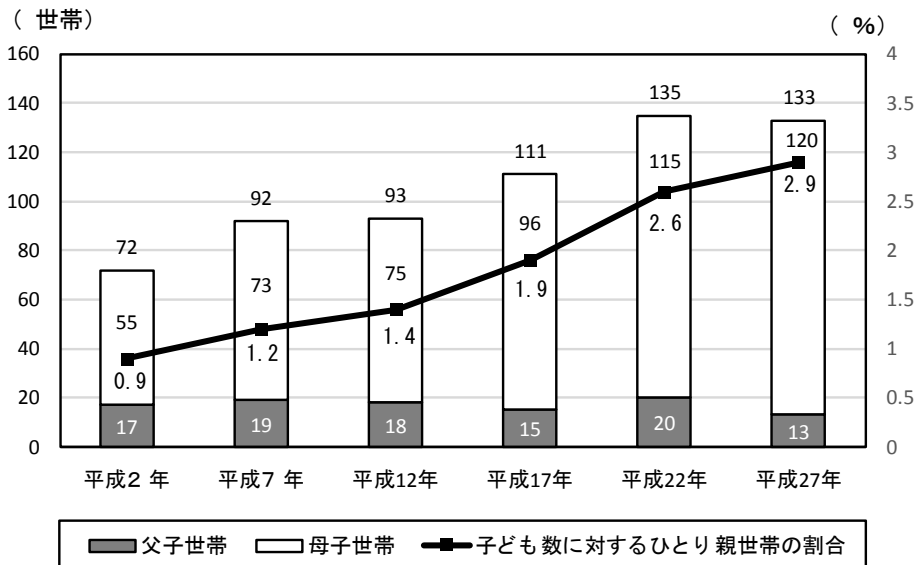
資料：人口動態統計（「京都府保健福祉統計年報」「厚生労働省年報」）

※「出生率」とは、人口1,000人当たりの出生数のこと。合計特殊出生率とは異なる。

(3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、平成27年はいったん減少したものの、全体としては増加傾向にあり、特に母子家庭の数は増加を続けています。全国的にも、ひとり親世帯の所得、中でも母子家庭の所得は低い傾向にあり、貧困の連鎖を生まない取組が必要です。

■ ひとり親世帯の状況



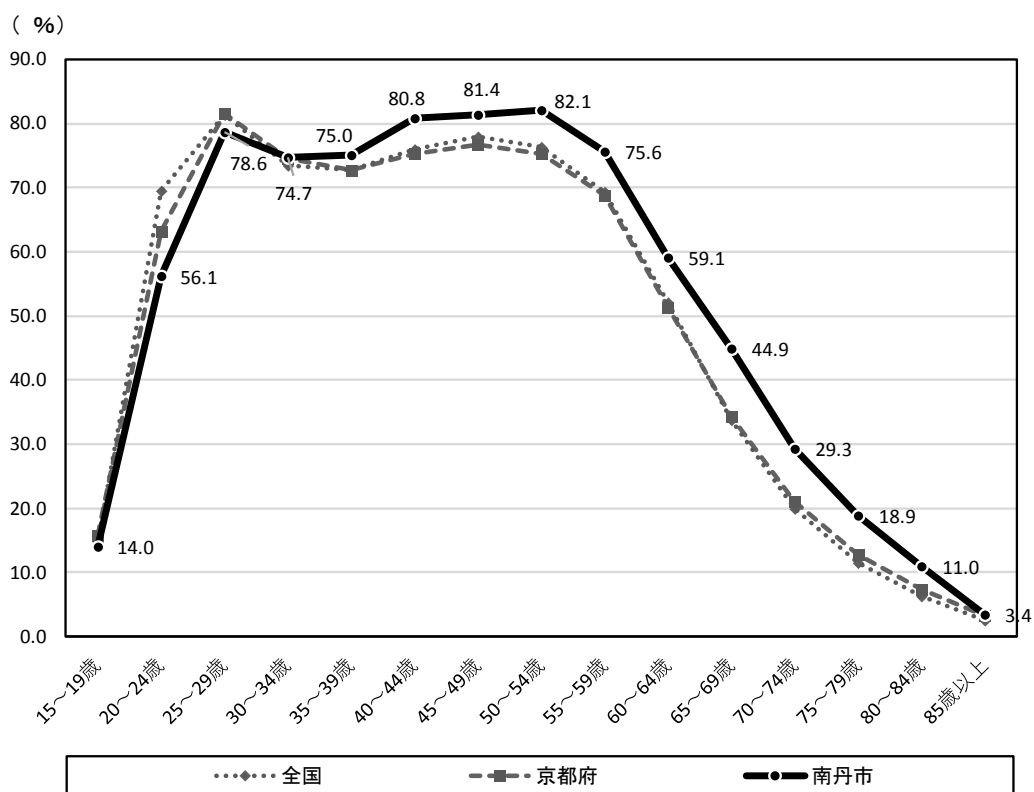
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 女性の労働力率の状況

女性の労働力率（就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、各年齢人口に占める割合）をみると、本市は全国や京都府と比較して、20～24歳でやや下回っているものの、35歳以上では全国や京都府よりも上回っています。

全国の傾向と同様30歳代で最も落ち込んでいることから、女性の活躍推進のためには、子育て世代の女性が働きやすい環境づくりが必要です。

■女性の年齢5歳階級別労働力率



資料：平成27年国勢調査

(6) 市役所における男女共同参画・ワーク・ライフ・バランスの状況

① 審議会等での女性委員の割合

本市の審議会・委員会等における女性委員の割合にはばらつきがあり、女性が7割以上を占めるものもあれば、女性委員がないものもあります。すべての審議会・委員会等で女性委員の割合が国の目標である30%を越え、男女のバランスがとれた会となるよう、いっそうの努力が必要です。

■ 女性の割合が多い審議会・委員会等

名称	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
子ども・子育て会議	19	14	73.7
子育て発達支援センター運営委員会	15	10	66.7
個人情報保護審議会・情報公開審査会	4	2	50.0
市民参加と協働の推進委員会	4	2	50.0

資料：南丹市調べ（●年●月●日現在）

■ 女性の割合が少ない審議会・委員会等

名称	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
消防委員会	9	0	0.0
建設事業等執行審議会	5	0	0.0
環境審議会	7	0	0.0
有償運送運営協議会	13	0	0.0
農業委員会	37	2	5.4
高齢福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会	16	1	6.3

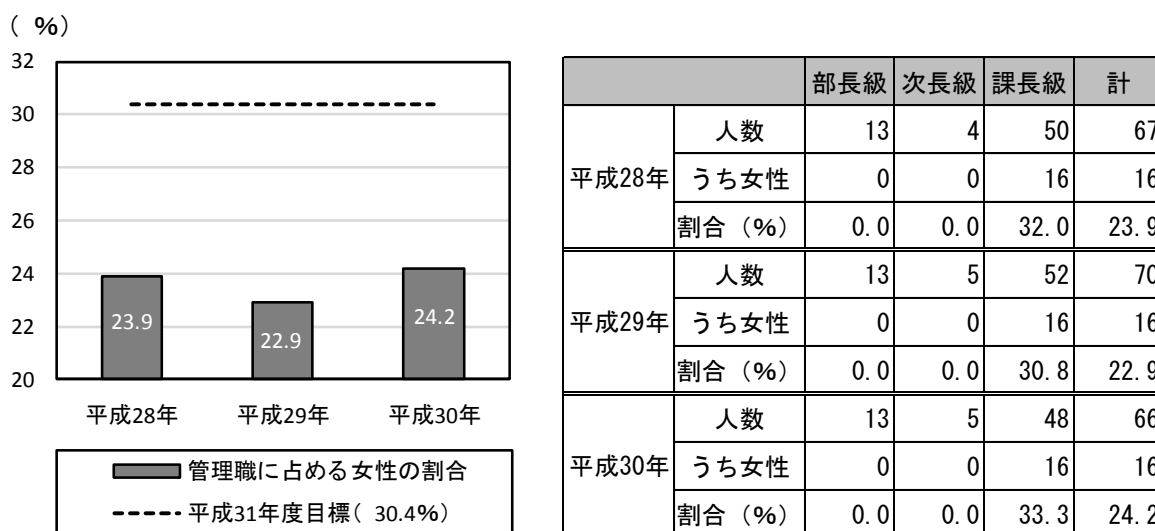
資料：南丹市調べ（●年●月●日現在）

②女性管理職の割合

本市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、平成 31（2019）年度目標の 30.4%に対し、平成 30（2018）年は 24.2%となっています。特に部長級及び次長級には女性はいません。

人材育成には時間がかかることから、早い段階から計画的に管理職候補の育成に努める必要があります。

■女性管理職の割合と人数内訳



資料：南丹市調べ（各年4月1日現在）

③男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」の取得率

男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」については、ほぼ、対象者全員が取得しています。（平成 29(2017)年度は対象者7人のうち、取得者は6人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
男性職員の「配偶者出産休暇」 「育児参加休暇」取得率 (%)	100.0	100.0	85.7	100.0

資料：南丹市調べ

④育児休業・部分休業の取得率

育児休業・部分休業については、女性は対象者全員が取得しているのに対し、男性の取得者は平成 27（2015）年度ありません。（平成 22(2010)年度には 7.1%、平成 25(2013)年度には 40.0%の取得者あり）

女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進のために、男性の取得を促進する必要があります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
育児休業・部分休業の取得率 (%)	女性	100.0	100.0	100.0	100.0
	男性	0.0	0.0	0.0	50.0

資料：南丹市調べ

⑤1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合

1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合は、増加傾向にあります。業務の見直しや効率化を進める必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
1年間の時間外勤務が360時間を超える 職員の割合 (%)	5.64	8.78	10.0	3%以下

資料：南丹市調べ

⑥年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、増減はあるものの平成 31（2019）年度目標の半分程度にとどまっています。ワーク・ライフ・バランス推進のために、取得を促進する必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 (目標)
年次有給休暇の平均取得日数 (日)	7.8	11.1	7.9	15日以上

資料：南丹市調べ

2. 市民意識調査からみる現状と課題

本計画策定の基礎資料とするため、平成 29（2017）年 10 月に「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」を実施しました。

その結果（概要）から、本市の男女共同参画に関する現状と課題を分析します。

■市民意識調査の概要

- 調査対象者：南丹市在住の 20 歳以上の男女（無作為抽出法）
- 調査期間：平成 29（2017）年 10 月 16（月）～10 月 31 日（火）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収状況：配布数 1,500 件／有効回収数 489 件／有効回収率 32.6%

■調査結果の見方・留意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つだけを選ぶもの）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上を選ぶもの）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフ及び表の「N 数（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

(1) 男女平等に関する意識について

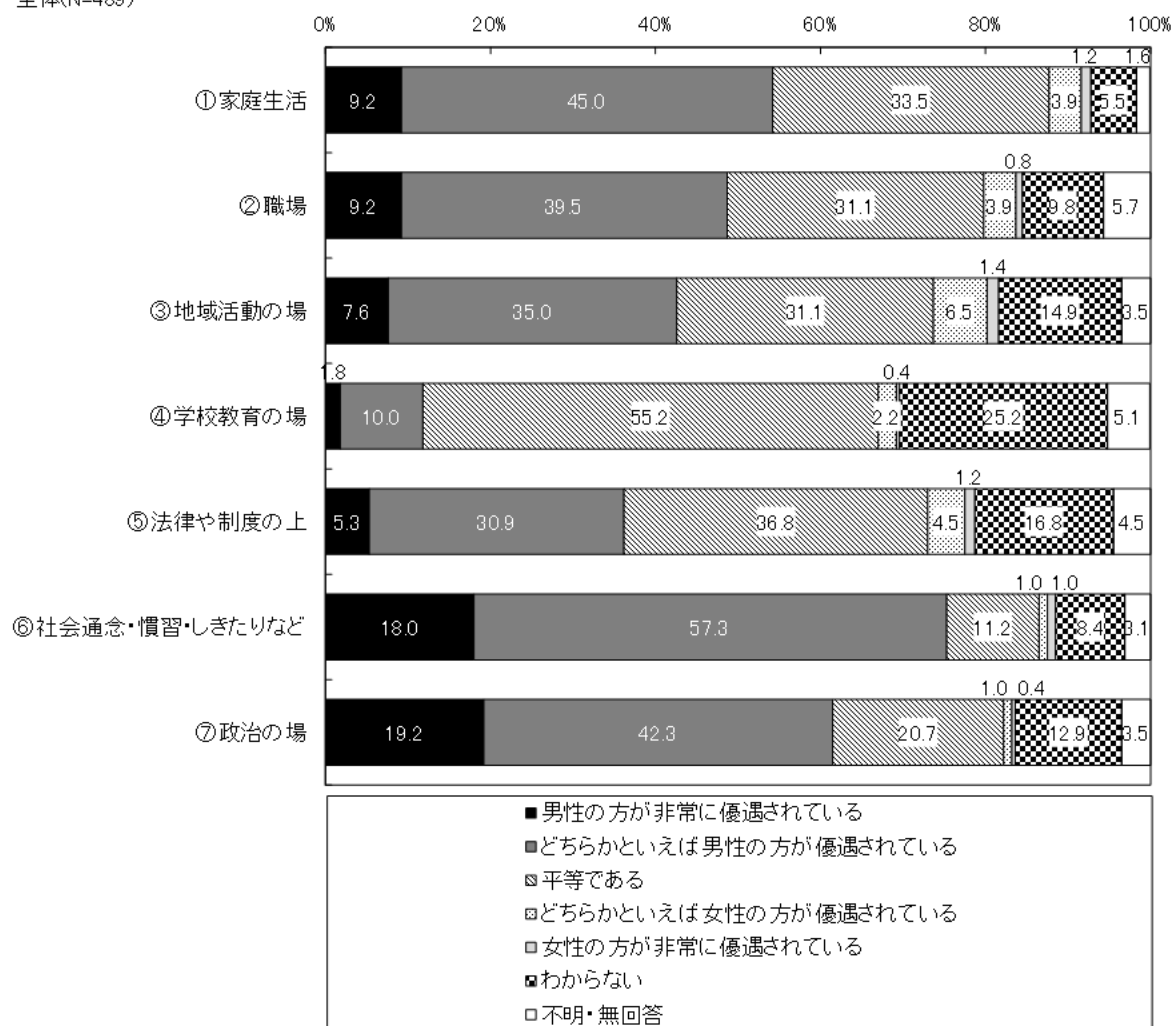
①男女の地位の平等感。(単数回答)

『男性優遇(「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)』が高い項目については、「⑥社会通念・慣習・しきたりなど」が75.3%と最も高く、次いで「⑦政治の場」が61.5%、「①家庭生活」が54.2%となっています。

「平等である」が高い項目については、「④学校教育の場」が55.2%と最も高く、次いで「⑤法律や制度の上」が36.8%となっています。

『女性優遇(「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計)』は、各項目で10%を下回っていますが、「③地域の活動の場」は7.9%と他の項目に比べてやや高めとなっています。

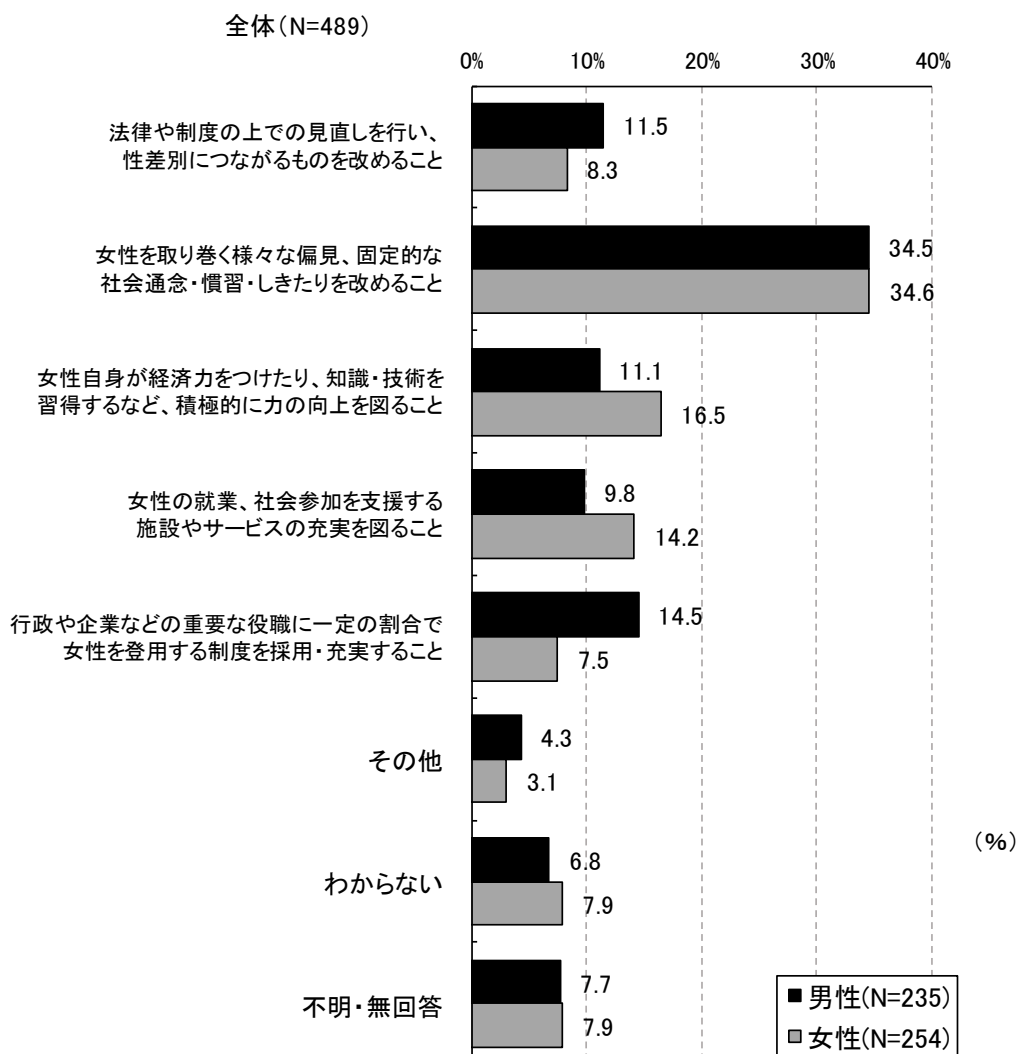
全体(N=489)



②男女平等の社会にするために必要なこと。(単数回答)

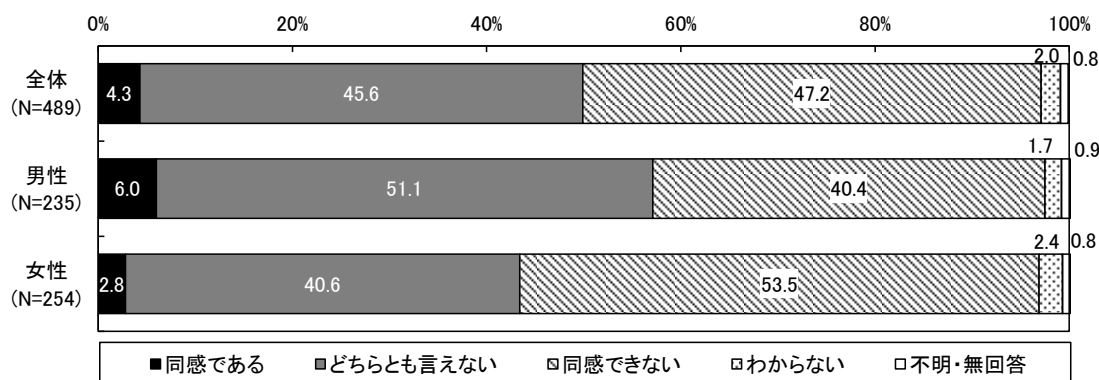
男女ともに、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める」が最も高く、3割を超えています。

男性は「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」や「行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること」といった制度面の回答が女性に比べて高めとなっており、女性は「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」や「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が男性に比べて高めとなっています。



③「男は仕事、女は家庭」という考え方について。(単数回答)

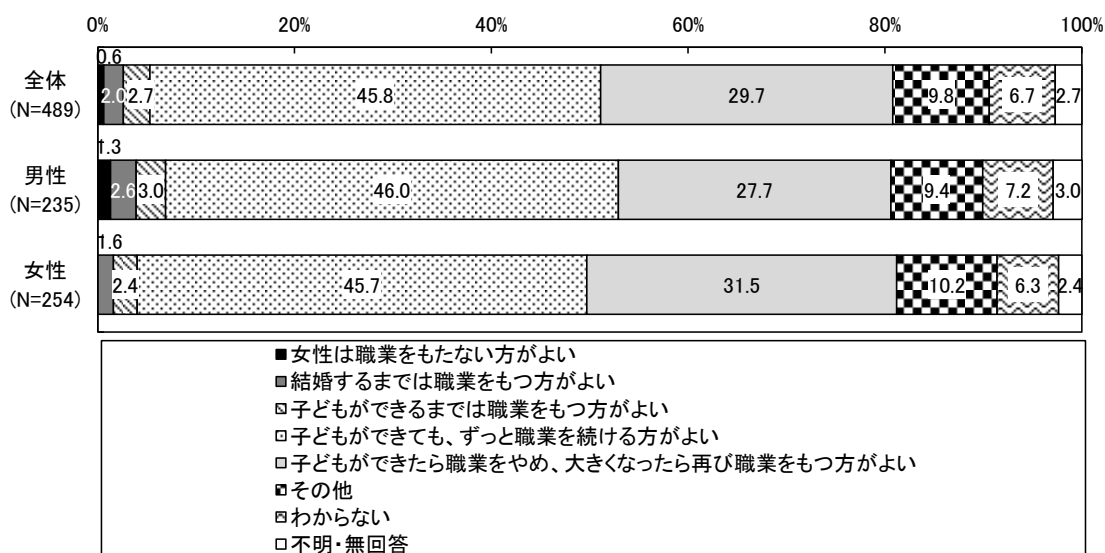
男性は「どちらとも言えない」が51.1%と最も高く、女性は「同感できない」が53.5%と最も高くなっています。



④女性が職業をもつことについて。(単数回答)

男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最も高く、男性が46.0%、女性が45.7%とほぼ同数になっています。

「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は女性の方がやや高めとなっています。

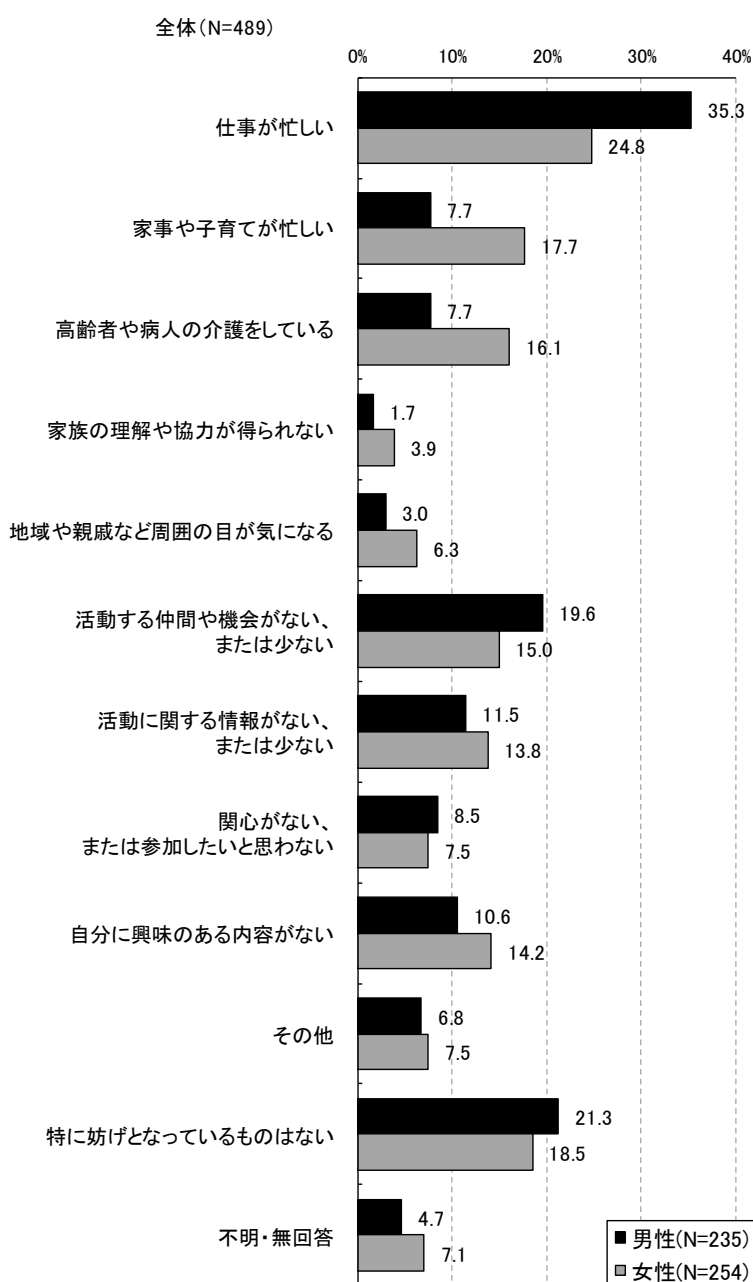


(2) 地域・社会活動について

①仕事以外の活動の支障になっていること、今後支障になるであろうこと。
(複数回答)

男女ともに「仕事が忙しい」が最も高く、男性が35.3%、女性が24.8%となっています。次いで男女ともに「特に妨げになっているものはない」が高くなっており、男性が21.3%、女性が18.5%となっています。

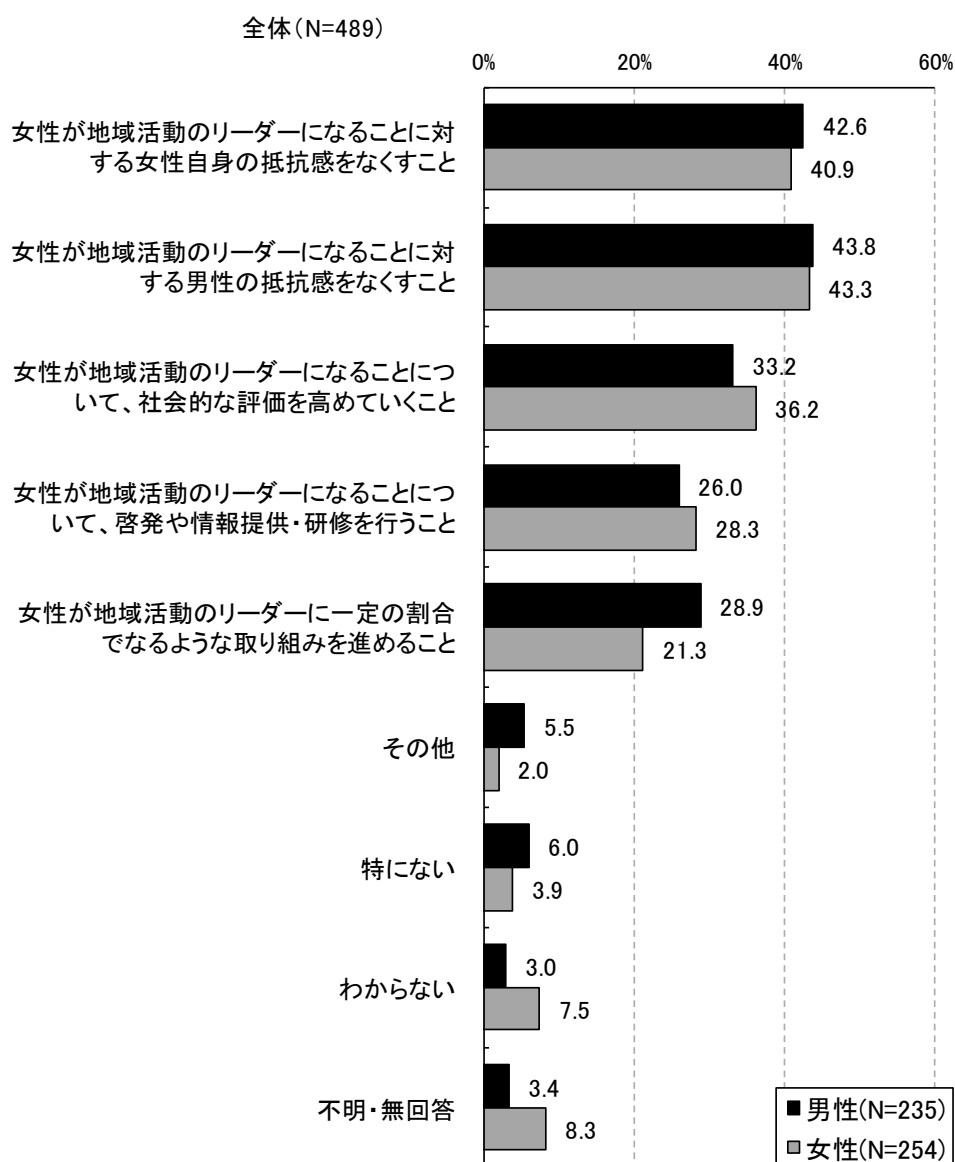
その他の回答では、男性では「活動する仲間や機会がない、または少ない」、女性は「家事や子育てが忙しい」「高齢者や病人の介護をしている」が高くなっています。



②女性が地域のリーダーになるために必要なこと。(複数回答)

男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっており、男性が43.8%、女性が43.3%とほぼ同数となっています。次いで、男女ともに「女性自身の抵抗感をなくすこと」が高くなっており、男性が42.6%、女性が40.9%となっています。

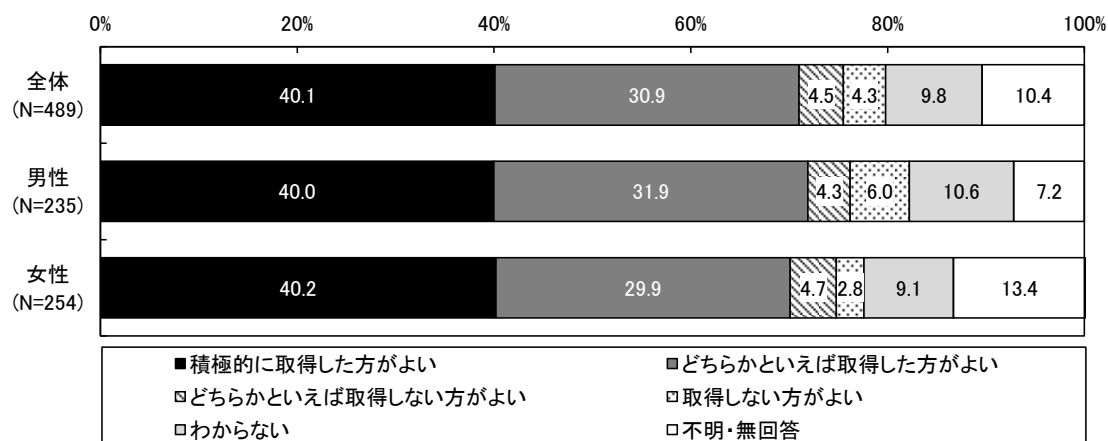
その他の回答では、「社会的な評価を高めていくこと」「啓発や情報提供・研修を行うこと」は女性の回答が高めであり、「一定の割合でなるような取り組みを進めること」は男性の回答が高めとなっています。



(3) 就労・働き方について

①男性が育児休業等を取得することについて。(単数回答)

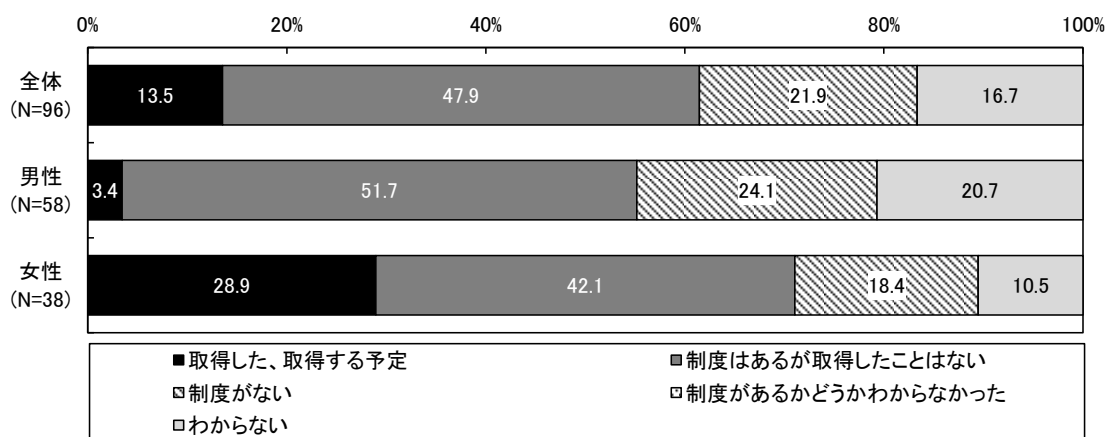
『取得した方がよい(「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計・以下同様)』が男女ともに7割前後となっています。「取得しない方がよい」は男性が6.0%、女性が2.8%と男性が上回りますが、いずれも回答比率が低いため、全体の回答の傾向として男女で大きな差はありませんでした。



②育児休業の取得状況。(就学前の子どもがいる人(妊娠中含む)への質問) (単数回答)

男女ともに「制度はあるが取得したことがない」が最も高くなっており、男性が51.7%、女性が42.1%となっています。

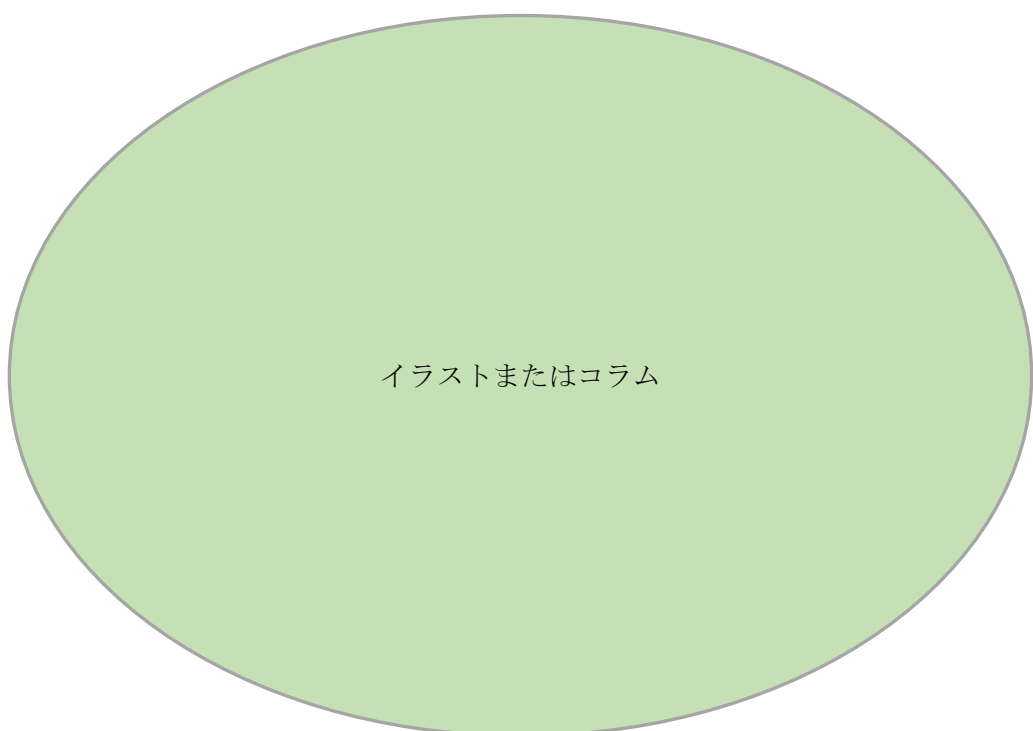
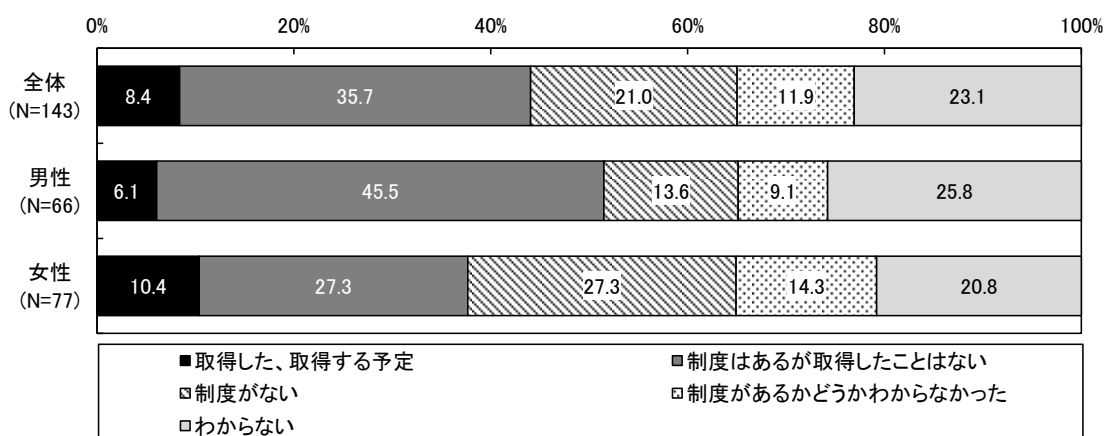
「取得した、取得する予定」は女性が28.9%に対して、男性は3.4%と、男女の格差が大きくなっています。



③介護休業の取得状況。(介護の必要な親族がいる人への質問)(単数回答)

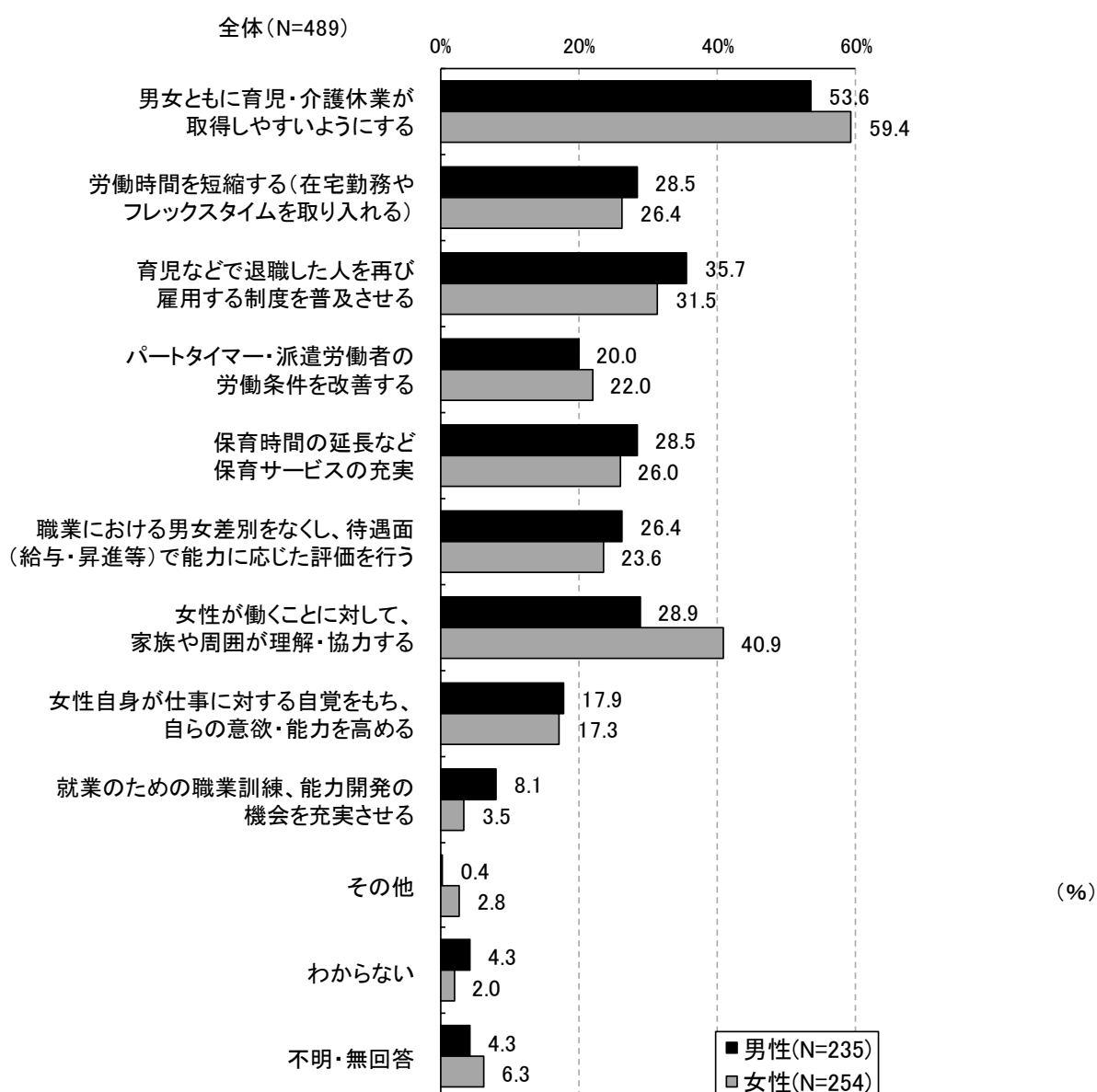
男性は「制度はあるが取得したことがない」が45.5%と最も高くなっており、女性は「制度はあるが取得したことがない」「制度がない」がともに27.3%で最も高くなっています。

「取得した、取得する予定」は女性が10.4%に対して、男性は6.1%となっており、問16の育児休業に比べて男女の格差は小さくなっています。



④女性が働き続けるために必要なこと。(複数回答)

男女ともに、「男女ともに育児・介護休業が取得しやすいようにする」が最も高くなっており、男性が53.6%、女性が59.4%となっています。次いで、男性は「育児などで退職した人を再び雇用する制度を普及させる」が高く、女性は「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」が高くなっています。「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」は女性の回答の方が高めとなっていますが、その他の回答は男女で大きな差はありませんでした。

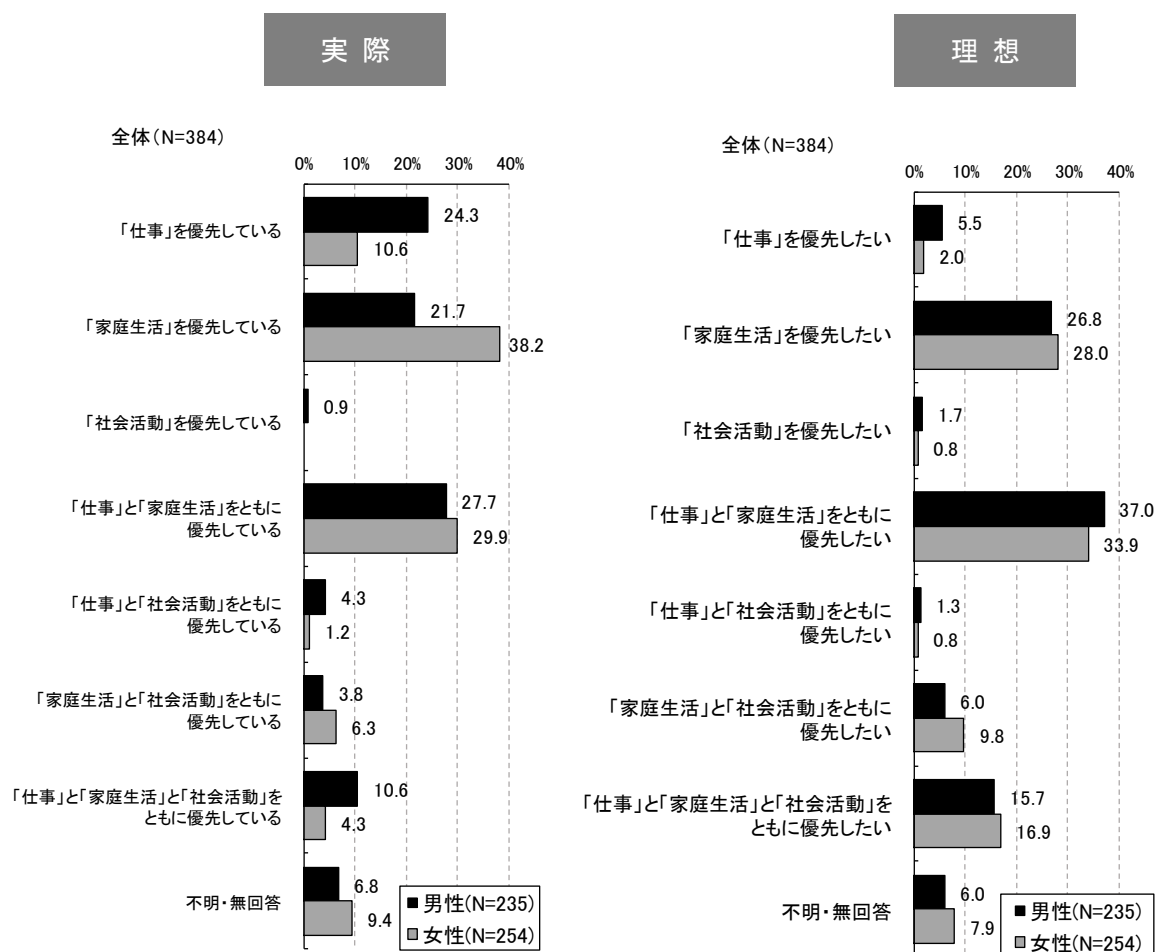


(4) 生活全般について

①実際の生活と理想の生活。(単数回答)

実際の生活については、男性は『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が27.7%と最も高く、次いで『「仕事」を優先している』が24.3%となっています。女性は『「家庭生活」優先している』が38.2%と最も高く、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が29.9%となっています。『「仕事」を優先している』は男性が女性を13.7ポイント上回り、『「家庭生活」を優先している』は、女性が男性を16.5ポイント上回っています。

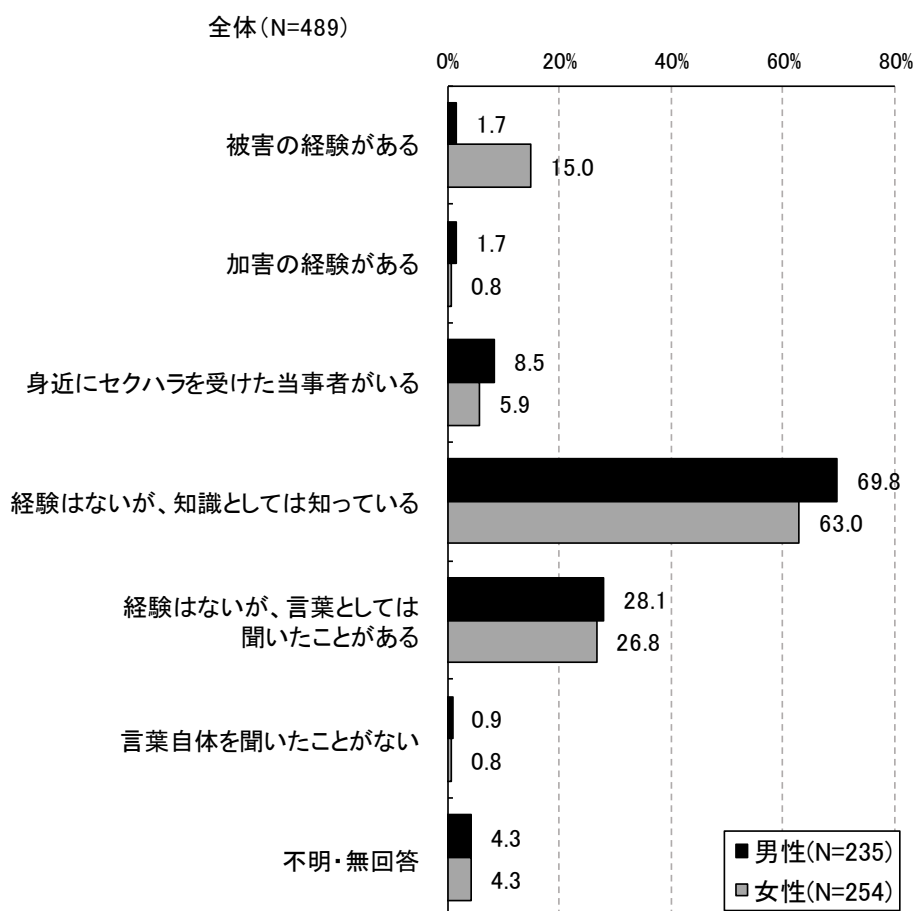
理想の生活については、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』が最も高くなっており、男性が37.0%、女性が33.9%となっています。次いで『「家庭生活」を優先したい』が高く、男性が26.8%、女性が28.0%となっています。



(5) 人権について

①セクシュアル・ハラスメントの経験。(複数回答)

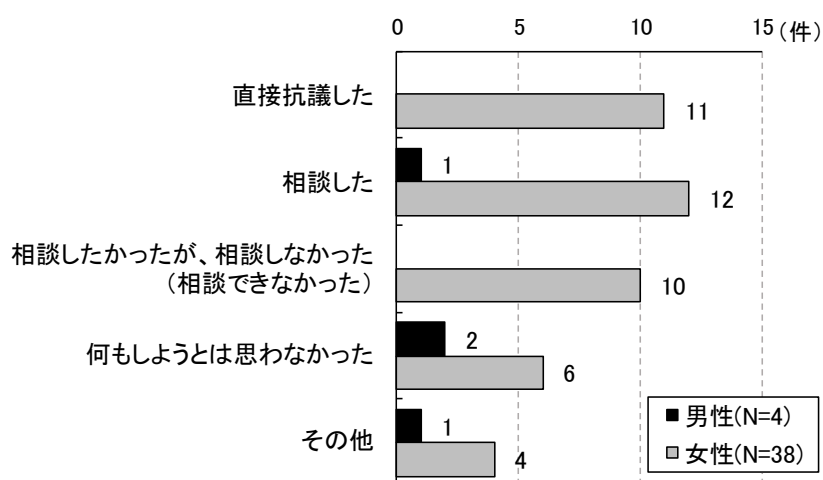
男女ともに「経験はないが、知識としては知っている」が最も高くなっており、男性が69.8%、女性が63.0%となっています。「被害の経験はある」は男性が1.7%に対して、女性が15.0%と高くなっています。



②セクシュアル・ハラスメントに対する対応。(被害の経験がある人への質問)
(複数回答)

男性の被害は4件となっており、「相談した」が1件となっています。女性の被害は38件となっており、「相談した」が12件と最も多く、次いで「直接抗議した」が11件、「相談したかったが、相談しなかった(相談できなかった)」が10件となっています。

過年度調査との比較によると、「被害経験がある」は男女ともに増加しています。女性は「直接抗議した」が12.9ポイント、「相談した」が19.6ポイント増加しています。



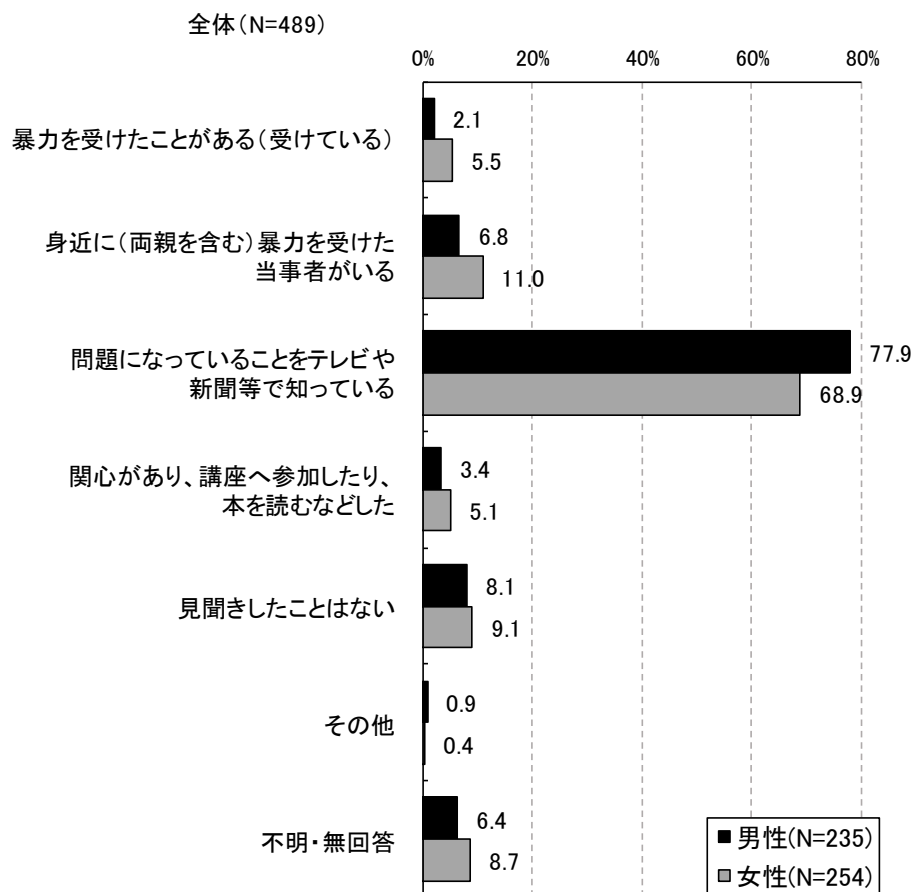
■平成24(2012)年度調査との比較

		(%)				
		直接抗議した	相談した	相談したかったが、相談しなかった	何もしようとは思わなかった	その他
女性	平成24年度(N=25)	16.0	12.0	36.0	16.0	-
	平成29年度(N=38)	28.9	31.6	26.3	15.8	10.5
男性	平成24年度(N=1)	-	-	-	100.0	-
	平成29年度(N=4)	-	25.0	-	50.0	25.0

③ドメスティック・バイオレンスの経験。(複数回答)

男女ともに「問題になっていることをテレビや新聞等で知っている」が最も高くなっており、男性が77.9%、女性が68.9%となっています。

「暴力を受けたことがある(受けている)」は男性が2.1%に対して、女性が5.5%と高くなっています。

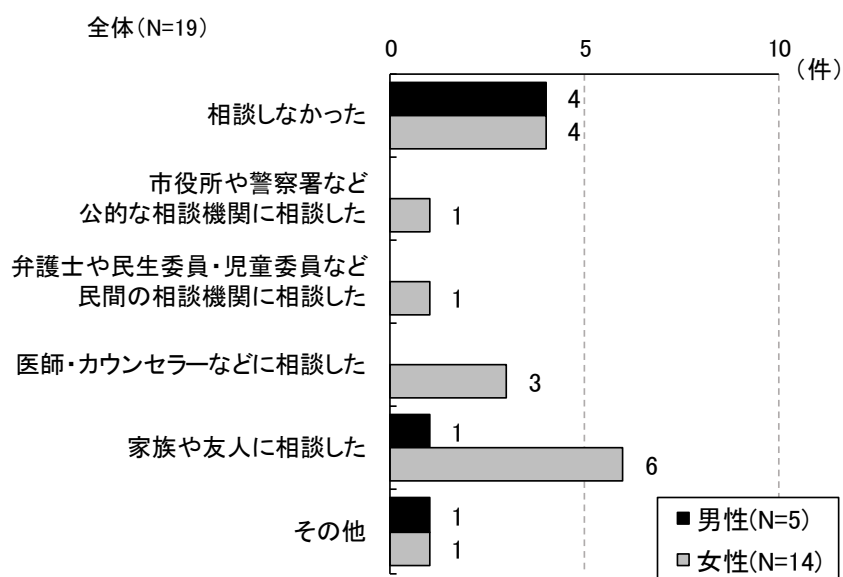


④ドメスティック・バイオレンスに対する対応。

(被害の経験がある人への質問) (複数回答)

男性の被害は5件となっており、「相談しなかった」が4件となっています。女性の被害は14件となっており、相談先は「家族や友人」が6件と最も多く、次いで「医師やカウンセラー」が3件となっています。

過年度調査との比較によると、被害件数は、男性は1件から5件に増加していますが、女性は18件から14件に減少しています。

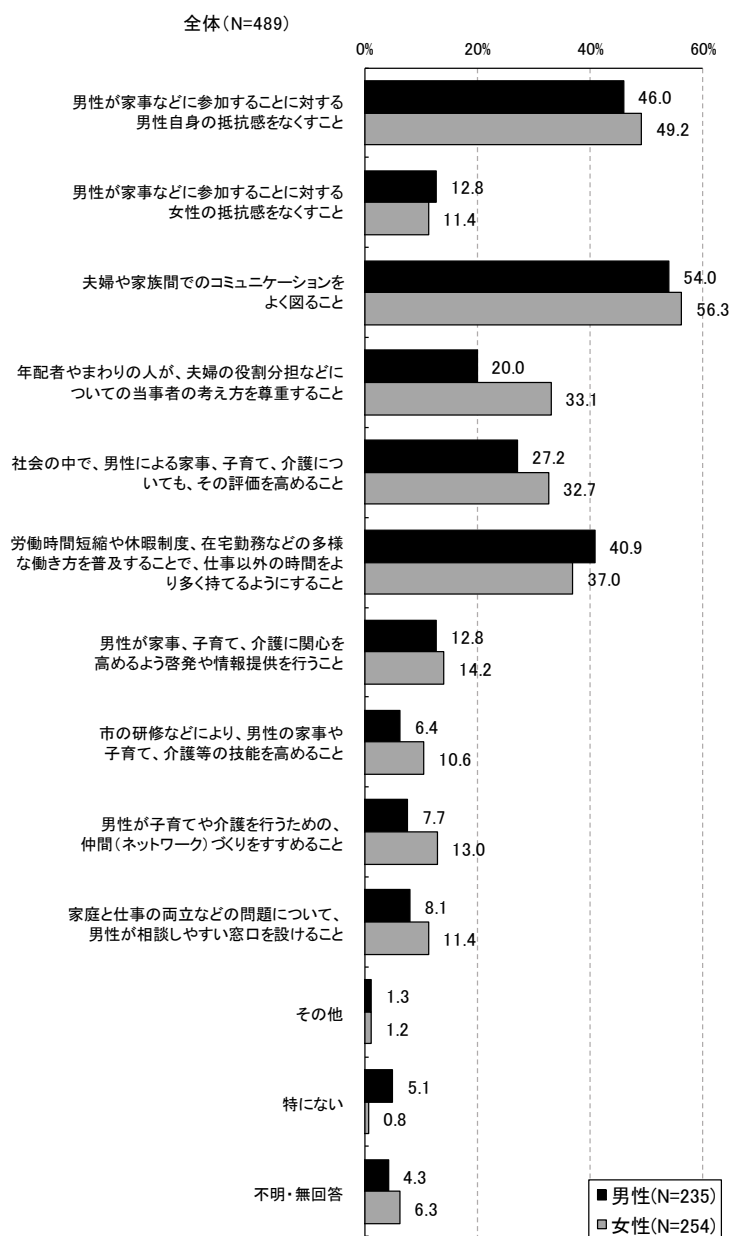


		相談しなかった	市役所や警察署など 公的な相談機関に相談した	弁護士や民生委員・児童委員など 民間の相談機関に相談した	医師・カウンセラーなどに相談した	家族や友人に相談した	その他
女性	平成 24 年度 (N=18)	38.9	5.6	5.6	5.6	55.6	-
	平成 29 年度 (N=14)	28.6	7.1	7.1	21.4	42.9	7.1
男性	平成 24 年度 (N=1)	100.0	-	-	-	-	-
	平成 29 年度 (N=5)	80.0	-	-	-	20.0	20.0

(6) 男女共同参画社会について

①男性が家事、子育て、介護に参加するために必要なこと。(複数回答)

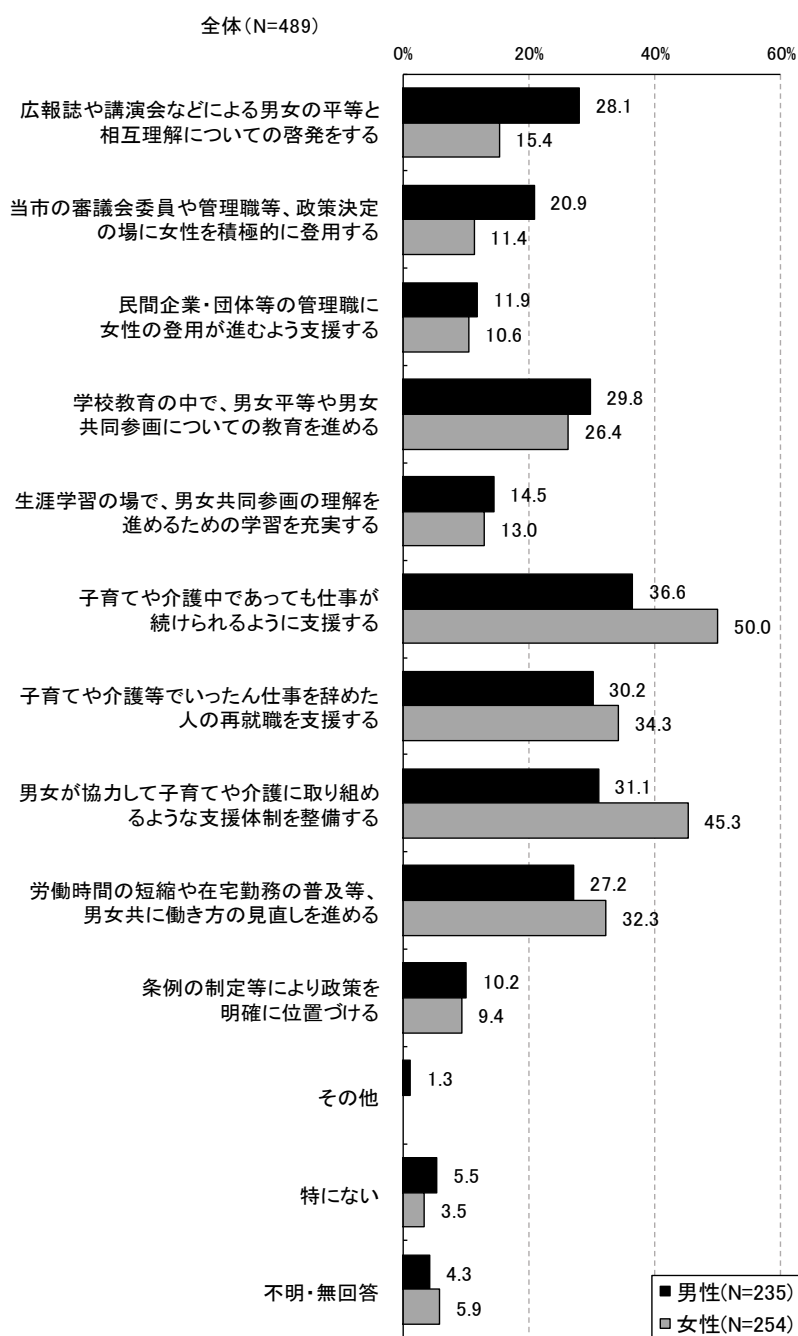
男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も高くなっており、男性が54.0%、女性が56.3%となっています。次いで、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が高くなっており、男性が46.0%、女性が49.2%となっています。次いで、「労働時間短縮や休暇制度、在宅勤務などの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が高くなっており、男性が40.9%、女性が37.0%となっています。



②男女共同参画社会の実現に向け、南丹市に注力してほしいこと。

(複数回答)

男女ともに「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する」が最も高くなっており、女性が50.0%、男性が36.6%で、女性が13.4ポイント上回っています。次いで、「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」が高くなっており、男性が31.1%、女性が45.3%で、女性が14.2ポイント上回っています。



3. 関連団体ヒアリングからみる現状と課題

情報収集・整理中

4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ

市役所庁内における前計画の検証・評価や関連団体に対するヒアリング調査、市民意識調査の結果などから、前計画の成果と本計画の策定に向けた課題を、前計画の施策体系に沿って考察します。

■基本目標 1 男女平等の意識づくり

【成果】

- 広報なんたんやホームページ、映画上映や講演会等を通じ、啓発活動を定期的に実施
- 男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、現状と課題を分析

【課題】

- 幼稚園など早期からの男女共同参画に関する教育の充実
- 男女共同参画に関する生涯教育の充実
- 広報・啓発のいっそうの充実

男女共同参画社会の実現には、男女の人権を尊重する意識の醸成が不可欠です。広報・啓発活動は継続的に実施していますが、市民意識調査では生活の様々な場面で男性が優遇されているとの意見が依然として多くなっています。

また、「男女平等の社会にするために必要なこと」という質問に対しては、男女とも、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める」が最も高くなっており、いっそうの広報・啓発活動が重要により偏見や性別による固定的な役割分担意識を解消する必要があります。

■基本目標 2 あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

【成果】

- 男性に向けた料理教室の開催など、家庭における男女共同参画を支援
- 女性消防隊や消防団女性分団の組織化などにより、地域防災面での女性参画が進展
- 審議会などでの委員公募制度により、女性の登用が進展

【課題】

- 防災対策における男女共同参画の推進
- 市役所における政策・方針決定の場への、女性参画のいっそうの推進
- 審議会・委員会等への女性参画の一層の推進
- 男女共同参画への男性の理解促進

市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用は一定の進展がみられますが、いまだ、多くは男性優位の状況にあるため、いっそうの女性登用の推進が必要です。

また、市民意識調査では、女性が地域のリーダーになるために必要なこととして男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっており、男女共同参画に対する男性の理解促進・意識改革も重要となっています。

■基本目標3 労働における男女平等の推進

【成果】

- 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、庁内の女性登用やワーク・ライフ・バランス実現に注力
- 保育所や幼稚園における一時預かりや早朝保育・延長保育などにより、保護者が働きやすい環境を整備

【課題】

- 市役所及び市内の事業所等でのワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性の再就職や多様な働き方実現に向けた支援や環境整備
- 庁内における女性管理職候補の育成
- 子育て支援策のいっそうの充実

庁内においては、特定事業主行動計画に基づいて重要な地位への女性の登用やワーク・ライフ・バランスの推進を計画的に行っていますが、まだ目標値には隔たりがある項目もあります。

また、市民意識調査では、仕事以外の活動の支障になっていることとして男女ともに「仕事が忙しい」と答えた人が最も多く、育児休業や介護休業も十分に取得できていない状況が明らかとなっています。このため、庁内はもとより市内の事業所においても、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、働きかける必要があります。

■基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

【成果】

- 市民後見人養成講座を開催し、18人がカリキュラムを修了
- 障害者就労支援ネットワーク会議による共同受注窓口の設置を支援するなど、障がいのある人の自立支援策を実施
- 妊婦とその夫に対する「パパママ教室」を実施し、男性（パパ）の参加が徐々に増加

【課題】

- 市民後見人養成講座修了者への継続的な支援
- 高齢者や障がいのある人を社会で支える体制の整備
- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの防止と、被害者に対する支援。
- ひとり親家庭、困窮家庭に対する支援の充実

市民意識調査によると、セクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスについては、少数ながら男女ともに被害の経験者があり、その多くがだれにも相談せずに済ませている実態が明らかとなっています。

このため、被害の防止に向けた広報・啓発を引き続き行っていくことに加え、被害者に対する相談・支援体制をいっそう充実させる必要があります。

ひとり親家庭、なかでも母子家庭が増加傾向にあることから、経済的な課題を含めたひとり親家庭に対する相談・支援策の充実も重要な課題となっています。

第4章 計画の方向性

1. 本計画の基本理念

本市ではこれまで、「森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市」を将来のイメージ像に据え、総合的なまちづくりを推進してきました。

本計画は、これを踏まえ、だれもが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる男女共同参画社会の実現を目指すものであり、本計画の基本理念を以下の通り定め、具体的な施策を展開します。

基本理念

だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市（案）

2. 基本目標

本計画では、前計画との継続性・整合性を図るとともに、近年の社会情勢の変化や前章で検証した現状や課題に基づき、重要な視点を次の4つの基本目標ごとに整理し、施策を推進していきます。

基本目標
1

男女共同参画の
意識づくり

広報・啓発活動や、教育機関や生涯学習を通じて、男女共同参画の意識の浸透と醸成に努めます。

基本目標
2

地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

家庭や地域社会など、さまざまな場で男女共同参画が進展するよう、市民との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標
3

働く場での男女共同参画の推進

職場における女性活躍の推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て支援策の充実などに努めます。

基本目標
4

安心・安全な男女共同参画社会づくり

高齢者や障がいのある人の自立支援や、市民の健康づくりの支援、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力の防止などにより、だれもが安心して暮らせる男女共同参画社会づくりを目指します。

3. 施策の体系

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を達成するための重点課題と施策の方向を次の通りとします。

基本目標	重点課題	施策の方向
▲ 【基本理念】 だれもが十分に能力を発揮し、自分らしくきらめくまち南丹市(案) ▼	1 男女共同参画の啓発	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供
	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 幼稚園・学校等における教育の推進 (2) 家庭における教育の推進 ★(3) 生涯学習における教育の推進
	3 男女の人権の尊重	(1) 互いの人権を尊重する意識の醸成 (2) メディアにおける人権尊重の推進
2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進	1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進 (2) 地域社会における男女共同参画の推進 (3) 防災対策における男女共同参画の推進
	2 庁内における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 女性の職域の拡大と人材育成
	3 様々な分野での男女共同参画の推進	(1) 女性のチャレンジ支援の推進 (2) 女性団体等の活動支援の推進 (3) まちづくりにおける男女共同参画の推進
3 働く場での男女共同参画の推進	1 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画に配慮した職場環境の整備 ★(2) パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組
	2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援	(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備 (2) 子育て支援策等の充実
	3 自営業における男女共同参画の推進	(1) 方針決定過程への女性の参画促進 (2) 就業条件と環境の整備
4 安心・安全な男女共同参画社会づくり	1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実	(1) 高齢者・障がいのある人の自立支援 (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実 (3) ひとり親家庭への支援体制の充実
	2 生涯を通じた健康支援	(1) 男女の健康管理対策の推進 (2) 生涯を通じた健康づくりの支援
	3 あらゆる男女間の暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (2) 相談支援体制の充実 (3) 被害者の保護・自立のための支援 ★(4) 加害者に対するカウンセリング等の支援

黄色は表現の見直し ★は新規項目

